

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<新着情報・重要なお知らせ>

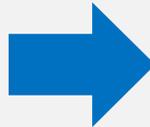
1. 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります

令和3年1月1日から、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。(大企業・中小企業とも)**

<改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得できる**

☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**

- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
 - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

<就業規則の規定例> (子の看護休暇の場合) ※介護休暇も同様の改定が必要です

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

2. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長及び申請期限等について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、小学校休業等対応助成金・支援金制度を設けています。

本制度については、以下のとおりとなります。

① 対象となる休暇等の取得期間

令和3年3月末まで延長いたします。（現行は令和3年2月末まで）

② 申請期限（下線部が新規）

- 令和2年2月27日～9月30日までの休暇分：令和2年12月28日
ただし、助成金については、やむを得ない理由があると認められる場合（※）は、申請期限経過後に申請することが可能です。

※ I.労働者からの下記③の労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

II.労働者が下記③の労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

- 令和2年10月1日～12月31日までの休暇分：令和3年3月31日
- 令和3年1月1日～3月31日までの休暇分：令和3年6月30日

③ 特別相談窓口の設置期間の延長

小学校休業等対応助成金に関する相談に対応するため、「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を、全国の都道府県労働局に設置しています。この設置期間を、令和3年3月31日まで延長します。

<問い合わせ先> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

電話：0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

小学校休業等対応助成金の活用方法と 相談窓口のご案内

令和2年2月27日から令和3年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！ *詳細は裏面をご参照ください

活用方法・申請期限

(注) 取得した休暇の期間によって、下記のとおり申請期限が異なります！

- 令和2年2月27日から9月30日までの休暇に関する**申請期限は12月28日**です。
ただし、助成金については、やむを得ない理由があると認められる場合（※）は、申請期限経過後に申請することが可能です。
※Ⅰ.労働者からの下記③の労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
Ⅱ.労働者が下記③の労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合
- 令和2年10月1日から12月31日までの休暇に関する**申請期限は令和3年3月31日**です。
- 令和3年1月1日から3月31日までの休暇に関する**申請期限は令和3年6月30日**です。
- 助成内容は**特別休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(※)**です。
※ 日額上限：15,000円（令和2年3月31日までの休暇分については8,330円）
- この助成金は、**既に欠勤や年次有給休暇の取得として処理された分**についても、事後的に特別休暇に**振り替えた場合は対象**になります。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して**有給の特別休暇制度を設けていただき、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただく**とともに、**過去に欠勤等で処理した分**についても、**特別休暇に振り替えて**本助成金をご活用いただけるよう、ご検討をお願いします。

労働者の皆様へ：相談窓口のご案内

- 都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』では、「**企業にこの助成金を利用してもらいたい**」等の労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ**を行っています。**【ご相談は裏面の相談窓口一覧まで】**

事業主の皆様へ：申請手続き及び申請に係る相談窓口のご案内

- 申請手続き、助成金の**支給要件等の詳細**について、下記の**コールセンター**でご相談に対応しています。助成金の**申請書類は、下記の「受付センター」まで郵送**をお願いします。
- また、**労働者の方からのご相談を受けて、都道府県労働局で事業主に助成金の活用の働きかけを行う場合、申請書類の作成支援も全面的に行います。**

① **【コールセンター】** 申請方法等のお問い合わせは、下記のフリーダイヤルまで（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

② **【受付センター】** 申請書の提出先は、こちらです。
〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター
※郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。
必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

③ **【都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』** 裏面参照

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部） ※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者) 等
※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

その他の支給要件や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



新型コロナ 休暇支援 **検索**

小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口（令和3年3月31日まで）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6867-0211	滋賀	077-522-6648	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3501	大阪	06-7660-0072 06-6949-6494	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8834 022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0850	福岡	092-411-4764
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-8124	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-1212	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-306-1860	三重	059-226-2110	徳島	088-652-2718		

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

 厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

<イベント情報>

成田国際空港株式会社との間で包括連携協定を締結しました

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、航空需要の大幅な減少に伴う厳しい状況等を踏まえ、千葉労働局と成田国際空港株式会社が連携し、空港関連企業と従業員への総合的な支援を行うため、令和2年12月23日に連携協定を締結しました。

令和3年1月からは特別相談コーナーを設置し、関連企業や従業員に対する各種情報の提供や相談支援業務を実施します。

<協定締結の様子>

前列左から 荒井雇用環境・均等室長 友藤労働局長 濱田専務取締役 坂根総務部長 大野職業安定部長
後列左から 寺島成田公共職業安定所長 佐藤関連事業部長 松本担当部長 中村職業安定課長



<相談内容>

- ☆ 企業向け支援 : 毎週水曜日(1月13日～)
 - 雇用調整助成金をはじめとした各種助成金相談
 - 副業・兼業に関する就業規則等作成(変更)のアドバイス
 - 在籍型出向に関する就業規則等作成(変更)のアドバイス
 - ※ 相談実施者: 千葉働き方改革推進支援センター(千葉労働局委託事業)

- ☆ 従業員向け支援 : 毎週火曜日(2月2日～)
 - 雇用保険の失業給付等に関する相談
 - 休業支援金・給付金に関する相談
 - 職業相談、求人情報の提供等
 - 応募書類作成及び面接準備のための支援
 - ハロートレーニング(公的職業訓練)情報提供
 - ※ 相談実施者: ハローワーク成田 他
 - ◎ オンライン労働相談(退職勧奨、各種ハラスメント相談等)
 - ※ 相談実施者: 千葉労働局(雇用環境・均等室)

担当: ハローワーク関係 … 職業安定部職業安定課(堀江) 電話: 043-221-4081

企業向け支援・労働相談 … 雇用環境・均等室(進藤) 電話: 043-306-1860

企業向け

雇用シェア（在籍型出向制度）

WEB説明会

参加費無料

「雇用シェア」
って何？

最近、「出向」の
ニュースをよく聞く
けど、うちでも活用
できるのかな？

「在籍型出向」
ってハードルが
高そう…

新型コロナウイルス感染拡大の影響により厳しい雇用情勢が続く中、
従業員の雇用を維持する方法として、「雇用シェア」という方法があります。

令和3年1月13日（水）

15:00～16:00

※オンデマンド配信期間 1月21日（木）～1月27日（水）

雇用シェア（在籍型出向制度）について

- ・雇用シェアの仕組みについてご説明します。
- ・産業雇用安定センターのコンサルタントが、雇用シェアの
県内事例をご紹介します。

一時的に事業活動が
縮小している企業

（公財）産業雇用安定センター

出向のマッチング

人材不足が
生じている企業

- ・雇用シェアを活用する場合、一定の条件を満たせば
雇用調整助成金が使えます。要件等についてご説明します。
（千葉労働局）



講師

（公財）産業雇用安定センター
千葉事務所 所長
小川広行氏

【開催方法】WEB会議システム「Zoomウェビナー」によるライブ配信
※1月21日～1月27日までオンデマンド配信を実施します。

【対象者】企業の経営者、人事労務担当者等 ※先着500名（原則1社2名まで）

【申込期間】ライブ配信：12月8日（火）～1月7日（木）

オンデマンド配信：12月8日（火）～1月22日（金）



お申込みはこちら

主催 ちばの魅力ある職場づくり公労使会議、千葉労働局、千葉県

申込から視聴まで

- ① 下記のQRコードまたは県ホームページ「企業向け雇用シェア（在籍型出向制度）WEB説明会」内のリンクから、申込フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、お申込みください。

県ホームページ「企業向け雇用シェア（在籍型出向制度）WEB説明会」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/kouroushikaigi/koyoushare-setumeikai.html>

千葉県 雇用シェア説明会 検索

- ② 申込確認後、説明会の視聴URLをメールでお知らせします。
（オンデマンド配信のURLは説明会開催後にお知らせします。）
- ③ 説明会のライブ配信前までに、説明会で投影する資料をメールでお送りします。
- ④ ライブ配信：開催時間に視聴URLへアクセスして視聴してください。
（基本的にZoomミーティングをインストールする必要があります。）
オンデマンド配信：配信期間中に視聴URLへアクセスして視聴してください。

スマホからはこちらのQRコードより、お申込みいただけます



注意事項

- 雇用シェアに関して事前に質問がある場合は、申込フォーム内の記入欄にご記入ください。可能な範囲で当日回答致します。
- 通信環境とご利用になる端末（PC、スマートフォン等）があれば、どこからでも参加（視聴）できますが、通信環境が悪い場合、接続が不安定になったり、視聴できない場合があります。
- 説明会動画を視聴するための通信料は参加者のご負担となります。
- 視聴URL等を他者に転送することは禁止いたします。
- 説明会の録画や録音、配布資料の複製・頒布は禁止させていただきます。

（公財）産業雇用安定センターとは

- ◆ 企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。
- ◆ 人材のマッチングは産業雇用安定センターの専門コンサルタントがお手伝いします。



私たちがマッチングをご支援いたします！